

高齢者割引制度の試行について

1 目的

高齢者の外出支援や社会参加の促進を図るため、豊山町内を運行するバスに係る高齢者割引制度を、期間を限って導入する。

2 制度概要

(1) 対象者

令和4年8月1日において、住民基本台帳法の規定により、豊山町の住民基本台帳に記録されている昭和23年4月1日以前に出生した者

(2) 対象路線及び対象区間 ※別紙資料参照

| | |
|---------------|-----------------|
| とよやまタウンバス北ルート | 全区間 |
| とよやまタウンバス南ルート | 全区間 |
| 名鉄バス株式会社 | 豊山町内バス停での乗降に限る。 |
| あおい交通株式会社 | 豊山町内バス停での乗降に限る。 |

(3) 実施期間

令和4年9月10日(土)～9月23日(金)の14日間
(予備日:令和4年11月1日(火)～11月14日(月)の14日間)

(4) 割引額及び費用負担

- ① 割引額は、豊山町が発行した敬老パス(以下「敬老パス」という。)を有する対象者が、対象路線の対象区間に乗車した運賃相当額とする。
- ② 豊山町は、実施期間における割引額を全額負担する。

(5) 制度利用の流れ

- ① 対象者は、実施期間において、対象路線のバスの乗務員に敬老パスを提示することにより割引を受けるものとする。
- ② 敬老パスの提示を受けたバスの乗務員は、本制度の利用人数及び利用金額を日報に記録する。
- ③ バス運行事業者は、実施期間終了後、本制度の利用人数及び割引額を豊山町へ報告する。
- ④ 豊山町は、本制度の割引額を報告したバス運行事業者に対して、内容を精査の上、当該割引額を支払う。

3 スケジュール

6月21日 公共交通会議において報告
8月 広報とよやま8月号で住民周知、豊山町とバス運行事業者間で覚書を締結
8月末～9月初頃 敬老パスを対象者に送付(事前に申請があった方)
9月10日(土)から9月23日(金)にかけて実施

4 役割分担(豊山町)

保険課 : 本制度の住民への周知(広報)及び対象者への敬老パスの送付に係る事務並びにバス運行事業者に係る報告の受領及び支払事務
まちづくり推進課 : バス運行事業者との調整、運輸局との調整、公共交通会議での報告等、本制度の実施に係る事務